

ご意見・ご提案		受付年月日	令和8年4月7日
件名	ごみステーション修繕について		
内容	<p>支所の裏郵便局前のステーションにシロアリの繁殖があり、腰から上の柱天井を差し替える為に補助金を利用したいと申請したところ、横と裏の同意書必要と返事を頂きました。</p> <p>規約が条例かは聞いていないのですが、担当課の対応は当然だと思っています。</p> <p>ただステーションの移動でもなく増築でもなく基礎を変えるでない、今回の様な場合あえて何故同意を取らねばならないか、条文の検討を頂きたい。</p>		
回答		回答年月日	令和8年4月30日
担当部課	生活環境部 環境課		
内容	<p>この度は、ごみステーションの修繕につきまして、ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>現在、ごみステーションの修繕等を行う場合、ごみステーション構造物より6m以内の土地及び建物の所有者の同意を取得するよう、「浅口市ごみステーションの設置等に係る取扱要綱」で定めております。</p> <p>この度頂戴いたしましたご意見をもとに、近隣自治体の制度内容などを参考にしながら、制度改正も含めて検討いたします。</p>		